

②放課後児童クラブの運営事業者を募集します

笠間市では、利用者のサービス向上と民間活力の導入を目的として、放課後児童クラブ運営業務の民間委託を推進しています。平成26年度は、2か所の放課後児童クラブの運営事業者を公募します。

委託施設名	所在地	年間平均児童数	公募理由
友部小児童クラブ	友部小学校 敷地内専用室	150名(3クラス)	現事業者との契約
岩間第一小児童クラブ	岩間第一小学校 校舎内教室	58名	期間終了のため

応募資格 市内に事務所(事業所)を有する社会福祉法人、学校法人、NPO法人、任意団体
 ※NPO法人(特定非営利法人)の中でも、「子どもの健全育成を図る活動をする団体」が対象です。
 ※任意団体とは、主に当該小学校通学児童や卒業生の保護者および児童クラブ指導員により構成され、放課後児童健全育成を目的に活動する団体です。

委託業務 放課後児童クラブ内の運営、児童の保育

委託期間 平成26年4月1日～平成29年3月31日(3年契約)

選考方法 プロポーザル(企画・提案)方式

申込方法 子ども福祉課窓口においてある申請書類に必要事項を記入のうえ、子ども福祉課窓口で直接または郵送でお申し込みください(当日消印有効)。申請書類は笠間市ホームページからもダウンロードできます。

笠間市ホームページ <http://www.city.kasama.lg.jp/>

申込期限 平成26年1月20日(月)

申・問 子ども福祉課(内線165)

②「こども料理教室」の参加者を募集します

日時	会場	定員
平成26年1月26日(日) 午前9時30分～正午(9時15分受付開始)	友部保健センター	30名
	岩間保健センター	20名
平成26年2月1日(土) 午前9時30分～正午(9時15分受付開始)	友部保健センター	30名
	笠間保健センター	20名

※申込みは1人1回、一会場のみです。送迎は必ず、保護者の方が行ってください。

※応募者多数の場合は抽選です。参加者には後日、詳細をご連絡します。

対象 市内在住の小学生

参加費 無料

メニュー 手作り中華まん(肉まん・あんまん)、旬の野菜を使った中華スープ

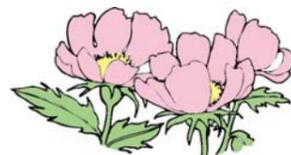
※食物アレルギー等の心配のある方は友部保健センターまでお問い合わせください。

講師 笠間市ヘルスリーダーの会 会員

申込方法 友部保健センター窓口で直接または電話、FAXでお申し込みください。その際、参加者の氏名、小学校名、学年、住所、電話番号をお知らせください。

申込期限 平成26年1月17日(金)

申・問 友部保健センター TEL 0296-77-9145 FAX 0296-77-9146



⑥大豆・そばの放射性物質検査結果について

平成25年に収穫した出荷前的大豆およびそばの信頼性を確保するため、国の指針に基づき放射性物質検査を実施しました。

大豆については、市内から収穫されたものを検査した結果、安全性が確認されました。

そばについては、検査が終了していなかった旧北川根村・旧南川根村において検査した結果、安全性が確認されました。

これにより、大豆およびそばの出荷・販売が市内全域で可能になりましたので、お知らせします。

問 農政課(内線525)

⑦笠間市「かさまの粋」農産品認証申請を受け付けています

笠間市では、地域農業・産業の活性化を目指して、農畜産品のブランド化を推進しています。

笠間市「かさまの粋」農産品認証制度は、市内で生産される優れた農畜産物や加工品を笠間市農産品ブランド化推進協議会が「かさまの粋」に認証することにより、効果的にブランド化を推進し、地域農業・産業の活性化および発展に繋げていく制度です。

認証申請は、随時受け付けていますが、今年度の受付期限は、次の通りです。認証にあたっては、認証基準により審査があります。農畜産物・加工品を生産・製造されている方は、ぜひ、「かさまの粋」農産品認証制度にご応募ください。

申請期限 平成26年1月31日(金)

申請方法 農政課においてある申請書に必要事項を記入のうえ、直接お申し込みください。

申請書は、笠間市ホームページからもダウンロードできます。

笠間市ホームページ

<http://www.city.kasama.lg.jp/>

申・問 笠間市農産品ブランド化推進協議会(農政課内 内線527)

⑧「笠間市地酒を笠間焼で乾杯する条例」を制定しました

笠間市では、市内産の地酒を笠間焼の器に注いで乾杯する習慣を広めるため、「笠間市地酒を笠間焼で乾杯する条例」を12月19日(木)に制定しました。

笠間市には全国に誇れる酒蔵があり、200年以上の歴史を持つ笠間焼もあることから、今年8月から地元の酒蔵4蔵により「笠間の地酒で乾杯条例化推進協議会」が立ち上げられ、笠間焼協同組合と共同で、普及に向けた取り組みを行っていました。

皆さんもぜひ、忘年会・新年会などの際は地酒と笠間焼で乾杯してみてください。

※この条例は、個人の嗜好と意思を尊重するものであり、飲酒を強要するものではありません。

問 商工観光課(内線509)

⑨笠間市の公共施設内が禁煙になります

笠間市は平成23年度に「健康づくり計画」を策定し、健康づくり施策を展開しています。その施策のひとつとして、受動喫煙防止の観点から、市内公共施設建物内の禁煙化を実施しています。今後、敷地内の全面禁煙を段階的に実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。

段階的敷地内全面禁煙実施施設

【平成26年1月以降実施】

友部保健センター、障害者福祉センターともべ、友部社会福祉会館

【平成26年3月24日(移転)以降実施】

笠間市役所笠間支所

【平成26年4月以降実施】

笠間図書館、友部図書館

【平成27年4月以降実施】

笠間市役所本所、市民センターいわま(岩間支所、岩間公民館、岩間図書館)、笠間支所跡地、笠間公民館、友部公民館、浄化センターともべ

問 健康増進課(内線591・592)